

けれども、現実には法律上も義務接種の体制を残したまま、法律上というのは予防接種法第六条のことだと思えますけれども、保護者の同意を得てから行う同意接種方式に切りかえるのが望ましいというふうに言いついて、結局、厚生省としては問診強化、つまりインフルエンザの注射を打ちますか、打ちませんかということを、それぞれの子供に親を通して聞いてですね、その結果によって子供たちの接種をしようかということに、ことしから方式を変えていったわけですね。そのことにつきましては、法律は変えないけれども、保護者の意向も反映しよう。国民の自主的な意図に基づいて行うのが望ましいという形になったんです。

インフルエンザというのは、毎年市町村で行っているわけです。予算の中で出てきますけれども、十月から十二月にかけて二回行うという二回方式というのが採用されているんです。本年このような形になりました。当市の接種状況がどのようなになっていたのかということをおきたいと思いますし、同時に、各学校現場での対応、あるいは接種率がどれぐらいの接種率になったのかということをおきたいと思うんです。

参考のために伺っておきたいとも思っているんですけれども、インフルエンザの予防注射というのは、必要であるうかということについて、我がまちはどのように考えているのかということを、市長さんに伺っておきたいと思っています。

立川なんかでも、ここ三年ぐらいの小、中学生データというのが出てまして、例えばこうなんです。ちょっと見やすい数は、八五年度が見やすいんですけども、対象者が約二万三百七十三人いるんですよ。で、二回接種した人、つまり一回やっても一回さばったんじゃないかって、二回とも受けましたという人が一万七千人くらいいるんですよ。それでですね、なおかつ、この年にインフルエンザにかかったというふうに、認定が非常に難しいんですけども、データの出し方によって差が出てくると思いますけれども、風邪にかかった、インフルエンザにかかった人が二万人を超したんですね。子供たちの中で、そうすると、ほとんどまあ、引いてるじゃないかと。

そうすると巨額な金を使って、医師会にわざわざ御手数をかけた上で、インフルエンザの予防接種をするようなことが、一体その意味があるのかということを出したんじゃないかしているんですけども、これは議会の中の質問に答えている形なんですけれども、今後の福生での考え方、それから同時に医師会との関係なんかもあるでしょうけれども、そこがどのようなになっているのかということをおいて、子供たちの状態ということを知っておく必要があるだろうという

うふうに思っております。

それから、その次の質問が、行政機構についてということとちょっと伺っておきたいと思っています。行革につきましては、行政改革の諮問委員会からの答申があった後、行政改革推進本部が、市長を本部長にいたしまして設定されました。今、鋭意検討中であると思いますが、実際の市の機構の中で、幾つかのことについて伺っておきたいなと思っております。行政改革——行政機構をどのようにつくっていくか、市の行政機構を考えていくときに、どうしても職員の問題が出てくるわけです。

全体についてのことを伺っても、まだ本部そのものの状況がどうなっているかわかりませんが、特に今、全体の職員の中ではですね、一年間に四百人の職員のうち、八十人ぐらいが同期で入っているというのは御承知だと思っております。これはちょうど僕と同じぐらいの年の、つまり団塊の世代と言われているところ、どっとたくさん入っていますね。大体三十七から四十歳ぐらいのところ、今一番実は職員で多いんですよ。このところを考えますと、この人たちがこれから先進でいく中で、係長職の数にも足りないんですね、八十人一緒に入っちゃうとね。こんな形の中で、実際に行政機構とそれらの職員との問題なんかをどう考えているのかということが、この行革審の中で、非常に興味を持ってるんですけれども、それも含めまして市長の方には行革審の現況がどうなっているかということ、ぜひ伺っておきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、同時に行政機構の中では、熊川地域体育館の運営についてということをおきたいと思っています。

十月の十一日にオープンしまして、いろいろ聞かせてもらいましたけれども、非常に利用率が高いんですね。本当に地域の方に喜ばれているという感じです。田園にあります市民体育館が団体利用ということが原則である。なるべく団体利用をしましょうということですね。それから熊川の方が個人利用というふうになっているわけです。つまり、個人で利用する人は、ぜひ熊川に個人利用ということを進めている形になっているわけで、そうしますと、どうしても職員の負担というのが多くなっていくというのが現状のようです。

現在、市民体育館係の五人の人を二人、三人に分けて、なおかつ日曜勤務と同じ形態、つまり九時から五時までという形で働いてもらって、残りを、簡単に言えば委託をする、パートの形で、あるいは体育指導員という形でもって埋めて

いくというふうに現実にはなりまして、決算の中でもそのようなお話があったんですけども、ほとんどそれではこなし切れないくらいの、実際の利用率ではないかというふうに思ったり、あるいは聞いたりしているんです。現実にはほとんど職員の方が超過勤務の体制に入っているんですよ。多い人で、多分百四十時間を超しているはずなんです。こういった超過も含めまして、実際の実態はどうなっているかと。今の体制でもって運営していくのに、現実性はあるのかということも含めて基本的な考え方を伺っておきたいと思っています。

特に、個人指導ということになりますと、住民サービスの点から言うと、ほとんどが職員の皆さんと住民の皆さんとのお付き合いということがあるわけですから、夜までいてほしいという声も非常に高いわけで、その中で、現実には原則として、熊川地域体育館をどのように今後運営していくのか、あるいは人員配置をどうやっていくのかということを考えているかということをお伺いしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、国土利用法の改正に伴います職員配置のことを伺っておきたいと思っています。御承知のとおり、東京都そのものは去年の九月に土地取引適正化条例ですか、を制定しまして、都心の五区、それからことしの一月に九区、四月にはさらに二市ふやして、七月には十市と、ほとんどのところをいわゆる届け出対象地域という形で、規制をしてきたんですけれども、国の方が、実態が非常に緊急だということと、国土法の改正を、要するに東京都の方も国土法が改正しなくても、実際に都条例でやってきたわけですから、国の方がいよいよ利用法が改正になってきているという形の経緯もあると思います。

現実には、福生市も対象地域になりまして、今後はその、小さな土地取引に至りますまでも、実際には届け出が必要で、すということになって、人手が足りなくなったということと、伺っていたわけです。当市におきましては、東京都の退職職員の方を特別職員として採用しまして、この方をお願いしようという話も伺っておりまして、それで臨時議会を開かなければいけないという話も漏れ聞いてはいたんですけれども、現実にはきょうの状況になっておきますと、そうではないようなところになっているようです。現実には行政機構の中で、二人なりの人間がふえなければいけない、それだけの仕事がある、しかも非常に専門的だということに伺っていましたけれども、そういった仕事に関して、どのような形で職員配置をしていくのかと。これからのような形の法改正、あるいは内容の充実に伴います住民サービスという点から言っても、当然のように行政機構を変えなければいけないことがあると思いますけれども、そのことの問題

題も含めまして、現況の職員配置の問題、増員についてはどのように考えているのかというのを、ひとつ伺っておきたいと思っています。

同時に、職員の配置もそうなんですけれども、実際にその利用法に基づきます仕事場と言いますか、場所をもくせい会館に移したんですね。これはもう既に移っていますから御承知の方も多いと思いますけれども、もくせい会館に固定した、今度は事務所をつくる形になったわけですね、仕事場を。もくせい会館の本来のその使用用途から言いますと、これも僕は外れているというふうに思いますけれども、こうした形でもくせい会館の使用の固定化というものを、つまり最初は地域会館でつくったわけですが、そのうちに会議室が足りないということと、会議室としても流用している。一般公開をしない開放はしないという形になっていますけれども、現実には第三庁舎化している形になっていくと思うんですね。こういった形は、利用の仕方としては適正だということに市長は考えているのか、あるいはこれは非常に臨時的な処分であって後々これについては考えていくのかということも含めて伺っておきたいというふうに思っています。

というわけで、国土利用法に伴います職員配置の問題、あるいは利用法に伴います行政の機構の中身の問題、あるいはそのやり方の問題も含めまして、質問をしていきたいというふうに思います。

以上が、五点にわたります壇上からの一般質問です。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 遠藤議員さんの一般質問に対してお答えいたします。

第一点の平和予算について、六十三年度で実施の考え方についてでございます。

本件に関しましては、当市では市の補助金の助成団体であります世界連邦建設同盟福生支部におきまして、平和のための講演会、会報のPR誌の配布、市内に平和都市宣言塔の建設の促進等の諸事業を実施しております。

御質問の、平和予算につきましては、今後これらの事業に対して引き続き援助をしていく考えで進めてまいりたいと思います。市におきましても、世界連邦建設同盟福生支部と共催で、映画会及び講演会等の実施を検討していきたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

次に横田基地について、核処理施設についてでございます。

御指摘のように、爆発物処理部隊、EODに関しましては、九月の十六日の参議院、沖縄及び北方問題に関する特別委

員会での質問に、政府は横田ほか六カ所の在日米軍基地に存在していることを明らかにいたしました。

本件に關します私の見解、あるいは認識はどうかということでございますが、私といたしましては、このEODというのは、爆発物の処理を意味しており、不発弾の処理、それから損傷などの行われた爆弾、これらの処理ということでございまして、すなわち爆発物の処理等でございます。したがって、これは爆発物の処理を行う機関でございますので、核兵器は理論的には入りまされども、いかなる軍隊におきましても爆発物の処理というものは必要でございます。

また、「これは何ら核の持ち込み等との関連はなく、当然の軍隊の属性であるというふうに政府としては考えておる次第でございます。」との、九月十六日の国会における政府答弁を信頼してまいりたいと考えておりますし、同時に、政府は、いかなる核兵器の我が国への持ち込みも、事前協議の対象であり、また、わが国の国是とも申すべき非核三原則を堅持することを、国会でも随時、明らかにしておりますことは御承知のとおりでございます。こうした意味におきまして、私は、横田基地には、核兵器の配備等はないと信じているところでございます。

次に、第二点の米軍人、軍属の市内在住の実態についてでございます。

基地外の市内に在住する米軍人、軍属及びその家族の数は、国を通じて確認しましたところ、本年の四月一日現在で、軍人軍属が三百九十人、その家族が三百九十三人の合計七百八十三名であるとの報告を受けております。

この人たちに対する市の行政サービスとしては、水道及び下水道の使用、ごみ収集等があるわけですが、水道及び下水道につきましては、一般の市民の皆様と同様に使用料を徴収しております。ごみの収集につきましては、地位協定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受け、市が収集処分する義務があるわけでございますが、現状は基地に持ち込む人、ステーションに出す人とまちまちのようでございます。まことに申しわけございませんが、統一的な対応がなされていない状況でございます。また、近隣騒音ですとか違法駐車等、市民生活上のモラル等の問題もあるわけでございます。

こうした点の対応をしてまいりますには、これらの居住者の人たちの住所、建物名等をできる限り把握する必要がありますので、今後、関係機関等を通じ、調査をいたしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

さらに、軍人、軍属の家族につきましては、市税を納めず行政サービスののみを受けるのではないかと御指摘でございますが、こうした点につきましては、金額は明らかにされておりませんが、基地交付金の中で税財政上の影響、また特

別交付金の中で、特別財政需要ということと、おのおの考慮されているところでございますので、よろしく願いをいたします。

第三点の、九月から十一月期の離着陸の件については、担当の部長より御答弁を申し上げますので、よろしく願います。

次に、児童、生徒のインフルエンザについて、本年度におけるインフルエンザ予防接種の現状と今後の方針についてお答えをいたします。

御承知のように、インフルエンザ予防接種は、予防接種法で一般的な臨時予防接種として第六条に規定されております。都道府県知事が、疾病の蔓延予防上必要があると認めるときは、市町村長に行わせることができるとなっております。また、第七条では、予防接種を受けるべき者として指定された者は、都道府県知事または市町村長の行う予防接種を受けなければならぬとなっております。

そこで、御質問の予防接種の現状と今後の方針でございますが、予防接種の現況につきましては、現在まだ実施中でありまして、一回目の接種状況を申し上げますと、児童生徒全体で接種対象者が九千五十六人に対しまして、接種者は二千九百九十五人で、接種率三三・一％でございます。また、対前年度比では四一・九％低くなっております。

次に、予防接種に対する今後の方針でございますが、予防接種につきましては、予防接種法の目的にもありますように、疾病の発生及び蔓延を予防するためとなっておりますので、この法律に基づき市町村が実施しているわけでございます。今年度も、都知事からインフルエンザの臨時予防接種を行うよう通知がありましたので、実施しているわけでございますが、先ほど申し上げたように、現状としては、接種率が大幅に下がってきており、来年度への対応を考えなければならぬと思っておりますが、市町村の範囲では判断が難しい状況でありますので、本年度の各市町村の実態を一つの判断材料として、東京都、そして厚生省がその対応を考えていくのではないかと考えております。したがって、市といたしまして独自の方針を持つことは困難でありまして、あくまでも国や都からの方針に沿って、実施等について判断していきたく考えております。

なお、西多摩医師会では、東京都医師会の方針に沿って判断していききたいとのことでございます。次に行政改革について、第一点目の行革推進本部の現況についてでございますが、当市の行革は、昨年の七月に審議会

により福生市の行政改革についての御答申をいただき、本年三月、推進本部で基本的な改革事項の行革大綱を策定をいたしました。御承知のとおり、この大綱は福生市の行政改革を進めていくための基本的な措置事項を定めたものでございますが、内容といたしましては、具体的な改革施策のものと、政策の方向づけのものとからなっております。具体的な改革施策につきましては、市税の前納報奨金交付制度や納税貯蓄組合に対する補助金交付制度の廃止など、既に議会等で御審議をいただき実現しているものでございます。しかし、その他の大部分は、施策の方向を定めたものでございます。

したがって、現在推進本部では、この大綱の具体化へ向けて、組織上所管する部やプロジェクトチームに検討させている状況であります。推進本部といたしましても、できるだけ早い時期に検討結果をまとめ、議会とも御相談を申し上げます。と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、第二点の熊川地域体育館の運営については、教育委員会の方から御答弁を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

第三点の、国土利用法の改正に伴う職員配置についてでございます。

昨年の後半から本年の夏ごろまでに、投機的な土地取引等による地価の急騰を抑制するための、法による監視区域の指定、これに伴う届け出対象基準面積の弾力的引き下げが行われるようになったわけでありまして、東京都で申すならば、十月から急遽、多摩地区の市や町の区域内で、五百平方メートル以上二千平方メートル未満の土地取引等を行う場合には、市長に対し、届け出や事前確認をすること、これを都からの委任事務として受けることになったのでございます。さらに十一月からは、この基準面積が百平方メートル以上に引き下げられました。これは知事の政治決断という措置で都の事務レベルが、あわてたほどの出来事でありました。五百平方メートル以上からまだしも、百平方メートルとなりますと、その務量が大幅に増加しますが、三年間という臨時的な措置でありますから、各市とも基本的には市職員以外の者で対応と考えていたところへ、東京都から、都のOB職員で精通している人を斡旋する旨の連絡があったものですから、二名を要請したのであります。しかし、紹介のあった名簿の者は、その要件とかけ離れていたため、これを断った次第であります。

したがって、こうした緊急事態を乗り切るには、内部職員をもって努力せざるを得ない状況にありまして、差し当たって十一月一日から一般的な事務処理に約一名を入れ、都市開発課全員が協力し合って対応してまいりますので、さらに内

部の調整を図るとともに、少しでも簡略化できるための方法を取り入れて切り抜けていきたいと考えております。

次に事務所の件の、もくせい会館の件でございますが、これは臨時的なものでございまして、できるだけ早い機会にこれを解消したいというふうには考えているわけでございます。

○市民部長（小野光朗君）

それでは、九月から十一月期の離着陸数についてお答え申し上げます。

九月でございますけれども、飛行総数、ことしが千二百四十九回、前年千五百五十八回、九十一回の増でございます。一日平均飛行回数ことしが四十一・六回、前年が三十八・六回、三回の増でございます。次に夜間でございまして、ことしが六十九回、前年が四十三回、二十六回の増となっております。一日平均といたしますと、ことしが二・三回、前年が一・四回、〇・九回の増でございます。最高飛行日及び回数でございますけれども、ことしが九月三日、百十回でございます。前年が九月十八日で九十二回でございます。十八回の増となっております。騒音最高日及びホーンでございまして、九月一日で百十八ホーン、前年が九月十七日で百十三ホーン、五ホーンの増でございます。

次に十月でございますけれども、飛行総数は、ことしが千四百五回、前年が千六百回で三百九十九回の増でございます。一日平均飛行回数でございまして、ことしが四十五・三回、前年三十二・五回で十二・八回の増でございます。夜間でございまして、ことしが六十一回、前年が五十四回で七回の増でございます。一日平均、ことしが二回、前年が一・八回で〇・二回の増でございます。最高飛行日及び回数でございますけれども、ことしが十月一日で百七十八回、前年が十月七日、百十回で六十八回の増でございます。騒音最高日及びホーンでございまして、十月九日、百十四ホーン、前年が十月十日、百十三ホーンで一ホーンの増でございます。

次に十一月でございますけれども、飛行総数千百三十三回、前年が千二百二十八回、五回の増でございます。一日平均飛行回数、ことしが三十七・八回、前年が三十七・六回で〇・二回の増でございます。夜間でございまして、ことしが六十六回、前年が四十三回で二十三回の増となっております。一日平均で、ことしが二・二回、前年が一・五回で〇・七回の増となっております。最高飛行日及び回数でございますけれども、ことしが十一月十日、百十六回、前年が十一月二十五日、百一回で十五回の増でございます。最後に騒音最高日及びホーンでございまして、ことしが十一月十二日、百十一ホーン、前年が十一月十一日百十五ホーン、四ホーンの減でございます。以上です。

○教育次長（古谷正夫君）

自席からお許しをいただきまして、行政機構のうち第三番目の熊川体育館の運営について御説

明いたします。

十月十一日に開館記念式典を実施し、翌日の十二日から一般開放をいたしてまいりました。熊川体育館は開館以来九二ヵ月を経過したところでございます。おかげさまで地域の方々が大変喜ばれ、数多くの皆様に御利用いただいております。御参考までに、二ヵ月間の利用状況を申し上げますと、十月が無料開放日を含めまして、日数では十七日間、利用者数は三千七十人でございます。十一月につきましては、開館日数は二十四日間で三千六百六十五名方々に御利用いただいております。この中には、市民総合体育大会の種目にも含まれております身障者の運動会及び内出町会のミニ運動会に参加されました方も含まれております。合計いたしますと、この二ヵ月間で六千二百名を超える地域の皆様方に御利用いただいております。

利用者につきましては、それほど高いレベルのスポーツを志向するものではなく、利用の約六〇％を占める子供や親子連れでスポーツを楽しむに來たり、近くに体育館ができたということから、気分転換でやって来られる方々が多いようにも思われます。また、利用者の声といたしましては、利用しやすい、使いやすいというふうな声のほか、教室を開催してほしい、できるだけ早い時期にグループ、団体での使用をさせてほしいとの要望が出ている状況でございます。

この熊川体育館の管理、運営に当たりましては、三月の定例市議会でお示しいたしましたように、二名の職員を配置し、一部事務委託を高齡者事業団に、夜間におきましてはパート雇用による指導員を配置して対応しているところでございます。

なお、御質問をいただいております職員の問題につきましては、二ヵ月間を経過したばかりで、まだ軌道に乗ったという状況ではございませんので、今しばらく様子を見させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

それから、超勤の関係でございますけれども、御指摘のとおり、最高につきまして申し上げますと、一人の職員が、十月につきましては百四十六時間というふうな大きな時間を勤務しております。と言いますのは、これは開館の準備、それから当日が休館日というふうなことから、非常に多かったというふうなことでございます。十一月につきますると、最高勤務させたのが、百十八時間でございまして、これにつきましては、指導員の指導というふうなことから、こういうふうな大きな時間になっております。若干ではございますけれども、少なくなっておりますので、以上でございます。

○企画財政部長（内田和雄君）

職員の関係でございますが、御指摘のとおり、八十人ぐらいの職員を一遍に採用した時代もございました。御指摘のとおり、年齢的にもそろそろ係長職になるというふうな年代にまいておると思っております。現状の中では、この人たちをどう処理するかということの、検討はまだ加えてはございませんが、やはり仕事の意欲の問題等もあると思っておりますので、今後、組織等の検討の中でも検討しますし、また、他市においてもこのような現状が起きている場合の処置等の調査をさせていただいたりして、職員の仕事に対する意欲が燃えるような形のことを、これから検討させていただきたいと思っております。非常に、数が八十人という数字でございまして、膨大でございまして、非常にその処置が難しいとは思いますが、できるだけ協議をいたしまして、何か方針を出してみたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（村尾栄次君）

十一時十分まで休憩をいたします。

午前 十時五十六分 休憩

午前十一時 十分 開議

○議長（村尾栄次君）

休憩前に引き続き開議を開きます。

○十三番（遠藤洋一君）

自席から再質問をします。

一番最初に平和予算の問題なんですけれども、僕は割と、きょうの答弁が出るような形の質問をしたような記憶が余りないので、もう一遍ちゃんと聞いておきたいと思うんです。つまり、こういうことを市長さん答弁なさっているんですよ。世界連邦福生支部には、諸事業については補助金団体なんだからと。じゃあ、要するに世界連邦福生支部に補助をしているので、これで全部よろしいという考え方ですか。僕が聞いているのはむしろ、つまり、町の中で市民の皆さんがいろいろな形で参加をするような形の、一つの市の主催事業みたいなことを考えたかどうかということを言いましたよね。余り聞いてないような気がするのもう一遍言いましょね。

例えば、八月十五日の日に平和のための講演会みたいなことを市が、例えば主催をするとか、それから福生の、空襲なんかがあって、それを記録するようなことを、今やらないと恐らく経験者がいなくなっちゃうと思うんですね。もちろん市史の編纂の中でも行っていますけれども、同時にそれだけを取り上げるという、平和ということでのテーマでの市史の

発掘みたいなきことをやるような、具体的な市の方針、そういうことでの予算づけの形を言ったんです。あるいはその便宜供与という形かもしれないけれども、いろいろな形でのコンサートに、例えば会場を貸すだけでも、現実には便宜供与になるわけですよ。七夕のイベントに平和のコンサートを考えるという形での、非常に幅広いような形で考えることができるか、そういうような平和の思想を持てるかということを持っていったんですけれども、お返事は、世界連邦福生支部に援助しているからいいんだと。共催の映画会でも講演会でも本当にやった方がいいと思いますけれども、もう少し積極的な形でのものを考えることができるのかどうか。

それから、世界連邦福生支部に、僕はもちろん平和のための補助をするのは当たり前だし、進めた方がいいと思いますし、そこで、ただ助成団体への補助というのではなくて、積極的な、つまり市長さんなり市が、世界平和都市宣言に基づくような形での、平和のための予算措置みたいのことを考えるかというようなことを伺ったわけです。もちろん、今後がばつと平和予算がつくようなところまで積極的にいくなんてふうには思いませんけれども、そういうような姿勢が必要ではないかということで伺ったんですけれども、さらに平和予算についての考え方を、もうちょっと伺っておきたいと思えます。

何度も言いますが、現実には平和のためということは知りませんが、民生安定という形でのいろいろな施設等々への補助というのはあるわけで、そこで今度は、市が市民の皆さんに対する、そういう形での、平和を考えましようという提案を、積極的に行うべきだと思っておりますけれども、そこの答弁をお願いをしていきたいと思っています。それから、軍人、軍属の市内在住の実態ということで、さっきの四月一日現在の、合同委員会の中でも通告があると思いますけれども、三百九十人の三百九十三人、合計七百八十三人が市内に住んでいるんだということですから、実際には数だけで、どこに住んでいるのかはよくわからないというのが現状だと思えます。

僕はもう一つ、やはりあるのは、この形はあれですか、もう少し詳しく聞きたいけれども、米軍が把握をしている数ですか。米軍が、軍として家々を斡旋するような形でやっている形だと思えますけれども、そのほかの形は全然把握できませんか。例えば、壇上で言いましたけれども、単身者がいますね。あの単身者は基地の中のバラックに住んでいるわけですが、バラックの中だけで、当然人生を送れるわけじゃないんで、外へ出たくて何人かで組んで外へ出てきているケースもありますし、あるいはその米軍人、軍属という関係ではないような家族を持つ、つまり、日本人と一緒に暮らす、そういう

うことはたくさんあると思うんですね。そういった方が、むしろ掌握されていないところの方が、行政的には非常に難しいのではないかと思っております。

聞いている限りはこうだけど、それ以外についてはどうするかということについては、今後調査をしたいというふうに、今まで全くそういうことについて考えてもみなかったのかどうかということについて伺っておきたいんですけれども、例えば、そうしますと地位協定その他でもごみについての義務があるということ、行政サービスからすると、さっきの三百九十人、三百九十三人の家族についてはそういった形になっているだろうと。しかしそうじゃない、実際に数が把握できてないところについてはどういうふうに考えるかということですね。

それからその、実際にアメリカ軍の基地当局としては、アメリカ軍人、軍属が基地外に住むことに関して、どのような指導を行っているかということの実態を御存じでしょうか。まさかその、日本人の中に住んでいるからですね、勝手に住んでよいとは言っているとは思わないんですね。どういう形の指導をしながら、このまちの市民として住まわせているかということについてですね、市長はこのことについて、なおかつ基地司令官と話したことがあるかということも含めて、伺っておきたいと思えます。今後どういうふうにしたいかということも、御答弁願いたいです。

それからもう一つは、さっきの交付金なんかで出てくるんだと、金額は明らかにない。毎回そういう御返事ですが、これ軍人、軍属を含めようが含めまいが、完全な数がわからなければ、こんなことについては対応もわからないと思うんですね。つまり、交付金の中にどのくらい含まれているのかということも含めて、どういうような現状になっているのか、多分わかってないに等しいんだと思えますけれども、これからの、今後の調査の具体的な内容等々を、ぜひ明らかにしていただきたいと思っています。

それからもう一つは、こういうことを質問して答えてもらっていないんですが、市民が現実には米軍人、軍属との間のトラブルに巻き込まれているときに、一体どういうふうな審議を行えばいいのかということの、行政的な方針を与えるべきだと思えますね。つまり近隣に住む米軍人、軍属、もしかしたら民間人かもしれないけれども、そのトラブルに対して一体どこに苦情を持ていくのか、市はどういうふうな市民の皆さんにお知らせをしたいのかということも合わせて伺っておきたいと思えます。僕はこれまでも、八二年にお尋ねしたんですけれども、こういうことからいっても、基地対策課のようなものが必要ではないかというふうに言っているわけですが、それについての窓口、相談、苦情というのは

どういふふうになるのかということをおきたい。

それから、ここ二、三年で構いませんけれども、米軍関係、軍人、軍属関係のですね、市内における交通事故数、あるいは犯罪数というのがもしわかりましたら、ぜひ、実際のデータの問題ですけれども、お出し願いたいというふうに思っています。ここ二、三年で結構です。

それから次には、九月から十一月期の離着陸数を伺いました。数を出していただきますと本当に顕著に動向がわかると思うんですね。特に十月期におきましては、前年よりも三百九十九回、約四百回減ってるんですね。これは去年滑走路の大規模な工事があったせいだと思いますけれども、それにしましても、ことしになって、ことし千四百機台という形で、一日平均四十五機、土、日除きますから現実にはもっとふえるわけで、大変な数がやはり離着陸している、大変な騒音が巻き散らされていると思わざるを得ないんですけれども、それについて市長さんに伺っておきますけれども、このペースでいきますと、お正月三が日はぜひ、さきおとし、それまで大変な数が飛んでいましたけれども、今年八七年から、三が日の飛行というのは非常に少なくなって、市民の皆さんは当然のことですけれども、三が日はゆっくり過ごせるようになったわけです。

で、八五年には一月二日の日が一月の最高飛行回数だったりなんかしまして、大変なことになったわけですが、本年は、市長さんとしては、基地の方に三が日の飛行についてどのような形で申し入れをなさっているのか、あるいはなさったのかということを、ぜひ伺いまして、本年並みに三が日の飛行が停止になるようにということをお願いしたいわけですが、どのようにお考えになっていらっしゃるかということをお伺いしたいというふうに思っております。それから三番目のインフルエンザの予防接種の現況のことですけれども、全体から言えば、法の六条の問題もありまして、知事からの認可の問題であるということも含めましてよくわかりました。

ただ、厚生省が考えることで、市の方針は、これは持てないんだという点ですけれども、こういうことを伺っておいたんですが、立川の例を挙げましたけれども、例えばですね、前年の八六年、前々年八五年くらいに、実際に学級閉鎖も含めまして、インフルエンザの罹患数というのは福生市なんかは出している形になっていきますか。つまり、学級閉鎖に関する基本的な資料関係というのは、現場から上がってくるわけですから、大体閉鎖数がわかっていけば、どれぐらいの人が休むほどにインフルエンザにかかったかなんてことがわかると思いますけれども、八十五年の実績で構いませんので、ど

れぐらいインフルエンザに実際に罹患している形になっているか。それは、とりもなおさずインフルエンザそのものの、予防接種そのものの効果の問題に、非常に影響してくると思いますけれども、そういうデータをお持ちでしたら、ぜひお聞かせ願いたいと思っています。

本年の実施状況、第一回目を見ますと、九千五十六人に対して二千九百九十五人しか受けていない。実際に、今まで何度も子供たちに受けさせても、結局のところインフルエンザにかかってしまうのだからしょうがないじゃないかと。それで、予防接種の問題等々中身の問題がありますのでこうなっているんだと思いますけれども、ことしの形態ですね、数はわかったけれども、形態としては、普通のどこでもやっているような形の、子供たちに問診表を渡して回収したという形で実施をしたのかということも合わせて、伺っておきたいと思っています。

それから、これからの方針ということなんですけれども、インフルエンザの問題というのは二つあって、一つは、強制的な予防接種に対する問題だということもありますけれども、同時に、大まかなことから言えば、製薬会社にとってはとてもいいお得意様なんです、インフルエンザというのは。物すごくたくさん数の受けますからね。現実にはこういうこともあって、これから製薬会社その他の巻き返しがあるというふうな解説をしている新聞なんかもあるんですけれども、これからの方針として、例えば、福生市なんかで行っている、どこでも行っているんですが、三種混合等々の問題もありますね。予防注射のそれらについて、教育委員会等々では、今後、インフルエンザのことについても非常に接種率が低くなるだろうということも含めまして、三種混合、その他について、今後の方針を検討したようなことがあるのか、あるいは考えたことがあるかということ、合わせてちょっと伺っておきたいと思っています。

それから、行政機構についてというところで最初の質問の、特に僕が気にしている、行革推進本部がどのような形でやっているかわからないと前置きしながら言いましたけれども、先ほど、僕の世代くらいたくさん入庁して、現実には八十人もの人が採用された時代、これからその人たちが、実際に、ベテランになっていく中で、一体どのような形で行政、仕事の問題でも対応していくのかということをお伺いします。内田部長の方から答弁があったわけですが、これも、年齢的にも係長職になるんだと。現状ではどうするというのは検討していないという、現実のお答えをしてたんです。

市長さんに伺っておきたいと思っておりますけれども、当然、市長さんになられたときには、市全体の行政の問題や職員の構成の問題については、十分に把握をなさった上で、市長職にお就かれになったと思いますし、来年のことを伺うのは

なんですけれども、これからどのような形で市長職をお続けになる希望があるかどうか、まだ全く僕伺ってませんけれども、今後のことが非常に重要だと思ってるんですね。先ほど内田部長さんがおっしゃったのは、つまり何といいますか、仕事の意欲の問題を主におっしゃったわけです。係長にならなければ意欲をなくすかどうかということとはまた別にしましてね、その問題ではなくて、機構の問題ですよね。システムの問題や、あるいは組織の問題として、実際に同じ世代の人をたくさん抱えていく中で、どのような形での対応が、実際に行政はできるのかということについて、市長はどういった形での将来の方針をお持ちなのかということをお伺いしておきたいんです。つまり、それらの人を抱えているのは事実ですよね。その中で、市の持っている住民サービスのことも含めながら、実際にやっていく行政の問題ですね。市民の問題と、それにかかわっていく職員との問題についてどのように考えているのか。

他市の調査をして、意欲が燃えるようにこれから検討すると言いつつも、問題は難しいということですからね。大変難しいと思ってるんですけども、こんなことはきょうわかったり、きのうわかったりしたことじゃないわけですよ。八十人入れたときに、もう既に発生している問題ですから、それらの対応がいままにずっときたことそのものに、僕は物すごく、やはりこれは明らかにすべき問題だと思うんです。このことは、何度も言いますけれども、きのうわかったり、きょうわかったりしたんじゃないわけですよ。あるいは困ったなと思ってきた可能性ももちろんあるんですけども、しかし、現実に係長職に近づくような年齢になって、今、多分最年少係長さんというのは三十七歳くらいだと思ってるんですね。最年少の課長さんがどのくらいの年かわかりませんけれども、大体昭和十七、八年に生まれた人たちくらいかなという気がしてますけれども、現実には僕らのように昭和二十三年、二十四年生まれぐらいの人たちのこういう問題は非常に大きいと思うんですね。これについての今後の考え方について、検討、検討、難しいではなくて、きちんと方針があるので市長さんやっているとありますので、そのところをもう一回伺っておきたいと思っています。

それからもう一つは、熊川地域体育館の運営、確かに非常に利用状況もいいですし、喜ばれているのに間違いないと思います。むしろ、ですから市民の皆さんへのサービスということから考えますと、熊川体育館の話が起こったときからそういう主張が続けてますけれども、きちんとした職員配置、職員増員体制を、市民体育館係で行わない限りは、乗り切れないと思っています。今、現実には市民体育館係五人だけど、一人休んでいるから四人ですよ。そういった状態の中で、市民サービスに対応し切れるのか。それで、二月たって、後で人氣が落ちていくようなものじゃないと思うんですよ。

例えば、さっき古谷次長の答弁の中でも、幾つも幾つもリクエストが出ている、殊にその、グループ使用や教室についての希望が多いんだと。希望は教室も含めていっているのが多いんですよ。実際の体育教室を運営していくということになると、ますます職員の仕事が多くなってくる。

この間の実態を聞いたり、見せてもらったりしていると、何で今どきこんなに超動しなきゃいけないのかと。行って見たりしていると、要するに、一つは開館したばかりで受付業務、その他が余りスムーズにいかなかったことは間違いないんですよ。そこをずっと僕は知っていたんですよ。それからもう一つは、体育指導員の方が来られて、体育指導員の方の指導というんですか、どういうふうにやるかというところのお手伝いみたいなことがすごくハードだったみたいです。そのところがクリヤーされてくれば、実際の一人の例を挙げましたけれども、十月百四十一時間が百十八時間になったということ、減少したことに間違いはないと思います。

それにしても、これが半分以下になるということは考えにくいんですよ。それはやはり、週に二、三人の体制、つまり熊川には二人、市民体育館田園には三人配置して、それで今までの勤務体制から日常勤務体制、つまり九時、五時の形にして夜間はなしにするという形に、やはり無理が出てきちゃったと思うんです。実際には、市民体育館の方はほとんど超動はないですよ。そういう形からいっても、熊川に集中しているせいもありますけれども、むしろ利用のされ方としては、つまり市の方や教育委員会の方が利用してほしいと思う形から言えば、今の二人体制ではとても立ち行かないだろうという結論を、僕個人は持っているんですよ。そういったことから、今の教室の問題、それからもう一つは、実際のこれまでの個人使用というような観点を含めた上で、この現在の体制で行けるのかどうかということについて、もう一回伺ってみたいと思います。

もちろん、様子を見るということについては正論だと思いますし、どこかの段階でいろいろとチェックしなきゃいけないことは間違いないと思いますけれども、様子を見るだけじゃなくて、方針、方向みたいなものを、今の二つの観点から、ぜひ伺っておきたいというふうに思っています。

それから、国土利用法に伴う職員配置の問題なんですけれども、ずっと答弁をいただきまして、大体の経過、経緯についても伺ってきたわけですが、実際に一名の職員を専門に配置して、都市開発課全員で、何とか内部調整をして切り抜きたいということがございます。切り抜けれそうですかということが一つあるわけですね。想定されている届け出

件数というのがあったわけで、それに対応できるのかということ。今の数だけでは対応し切れるのか。

それから二人の都の退職職員の方を配置をしていたかどうかを言われて、そのつもりになっていたところが、やはり要件とかけ離れていてだめになっちゃった。そうすると、二人分の仕事があるわけでしょう。その二人分の仕事に対して、そういった配置の内部調整だけで本当に済むのかどうかということ、助役にもそれを伺っておきたいと思うんですけれども、現実に対応し切れるのか、しきれないとすればですね、二人分の仕事は現実には、やはり二人を増員すべきではないかと思えますけれども、そのところはもうどうに考えるのかということ、伺っておきたいと思えます。

それからもう一つは、このことは国土利用法の問題と直接に結びつく問題とは限りませんが、都の職員の場合には、退職職員の再配置の問題、再雇用等の問題等々があることがあって、恐らく都の方でもそういう制度があるものですか。幹旋をしてきたと思うんです。現実には、現在そうであるかどうかはまた別にしましても、例えば、こういう問題が発生したときに、まず第一番目に実施してほしいのは職員の総員ですけれども、同時に市の職員が、つまり退職したら、職員の補強みたいなことは、なぜできなかったのかという気がするんです。定年についての決まりが福生にもありますよね。福生市の一般職の定年に関する条例というのがあります。第四条、第五条というところがあるわけですね。特に第五条の方は、定年退職者の再任用の問題ということをやっているわけで、実際にこれらの運用ということを考えていたことがあるのか。あるいは今回の場合はですね、都の定年退職職員をというときに、なぜ市の、一番最初には内部努力というところもありますし、次にはこういった形で定年の方を再雇用、あるいは延長雇用みたいな形をとることを考えなかったのかということも含めまして、これは今後のこともありますので、今回のこの問題ばかりではなくて、市長さんにぜひ一般職員の定年に関する条例の実際の運用の方法ですね、それについてどういうふうに考えているかということ、合わせて伺っておきたいと思っています。

それで、どうも全体、今再質問してたら、最初の方でちょっと質問を置き忘れてまして、一番最初の核処理施設についてのところにもう一回戻りますけれども、そのEODのことについては政府で明らかにしたと。市長さんの見解では、EODというのは爆発物処理施設なんだから、軍隊、いかなる軍隊においても必要なんだと。いかなる軍隊においても必要だと言っても、日本にある基地全部にあるわけじゃないんですよ。処理部隊は、非常に限られた基地にしか、七つしか

ないんですからね。それだから、軍隊にとって必要不可欠なものですけれども、同時に爆弾などが運用される、危険物が運用されるところにしか置いてないんですよ。だから七つしかないわけです。七つのどの基地も、核の持ち込みの疑惑については非常に濃厚だと思えますよね。だから問題になったりしているわけです。軍隊にあるものだから当たり前だと、つまり軍隊にある食堂のごときものでは全然ないんですね。

そのところについての認識が、非常にかけ離れていると思いますけれども、特別なものではないという形ではなくて、実際に横田にあるというふうになるならばですよ、政府答弁だけを信用している形、もちろん信用なさることは結構ですが、けれども、横須賀の横山市長は、この新聞が出た次の日にも横須賀基地を訪ねてですね、実際に現状がどうなっているかということ聞きにいらしてはいますよね。で、市長さんはさっきの話ですと、最初の答弁で核はないと、僕は信じたいんですよ。それは信じたいんですけども、実際にその核処理施設そのものがあることに對して、どうなんだということについて、やはり、きちんと話をすべきだと思いますけれども、そこはどのようにお考えですか。つまり、これについては保持してもよろしいというふうに思っているんですか。

僕はこの、新聞で見て、小さい新聞記事じゃなかったんですね。なおかつ、前回のF15の事故のときも、朝日新聞に出た、朝日新聞だけが新聞じゃないという人もいましたけれども、あのときの話にも、市長さんは基地に行つて、事故ではないというふうに言われて納得して帰ってきたんですけどね。航空専門雑誌は、大きくは日本には三つあるんです。航空ジャーナルという青木秀夫さんが編集している本と、それから航空ファンというのと、航空情報というのと、三つあるんですよ。この三つの雑誌が、どれもF15の事故について報道しているんですよ。その報道によると、F15のエンジントラブルがあったという、事故があったというふうに報道していますからね、僕はなかったなんて言われて、物の見事にだまされたと思うんですよ。そういうことから言っても、慎重な態度が望まれますと思いますけれども、この問題に限ってですよ、いいですか、この問題に関して、EODに関してどのような対応をしたのかということについて、もう一度ぜひ伺いたいというふうに思っています。

それとやはり、新聞記事もそうですけれども、自分のまちにある基地についての危険、安全問わず、そういう情報について、やはりウサギの耳のごとく耳を大きくしてですね、常に注意を喚起していただきたいというふうに思っています。なおかつ、そういうことがあれば必ず、司令官と話して、僕はここ七年間ぐらい市長さんと、議員としてのこの議場での

付き合ひしてまいったわけですけれども、その中で、基地とお話をしたということを毎回議会の報告の中に出てきて、実に数多く、市長さん基地に出かけているんですね。今回のことがあって、出かけなかったんじゃないと思いますけれども、これについてはやはりどのような形での処理をなさったかということに合わせて伺って、再質問にしたいと思います。

○市長（田村匡雄君） 自席から御答弁を申し上げます。

最初の、第一点の平和予算についてでございますけれども、この件につきましては、先ほども申し上げたとおりでございます。現在のところでは、要するに、補助団体でございます世界連邦の福生支部に対して、共催で事業をやっていききたいというふうには考えているわけでございます。例えば、映画会とか講演会等、広く広報等で通知を出しましてやっていたい。ただ、主催事業でどうかというような話でございますけれども、市の主催事業ということは、現在のところ考えておらないわけでございます。

次に、軍人、軍属の基地外に居住している件でございますが、この件につきましては、実際、今まで遠藤議員さんのおっしゃるとおり、市といたしましては単独で調査をしております。国を通じてのみ軍人がどのくらいとかそういったことで掌握しておったわけでございます。これから、市自体で今後調査を進めていきたいと考えておるわけです。

それから、トラブル等につきましても、この件につきましては、現在のところ、いろいろ問題がある場合には各担当の部、課で対応をしていきたいというふうに考えておるわけでございまして、いろいろな複雑な問題がございましたならば、市民相談あるいは法律相談等で処理をしていかなければならないのではないかとというふうには考えておるわけでございます。

交通事故等の件数については、担当の部長から御報告をいたさせますのでよろしく。

それから、お正月三が日の飛行停止でございますけれども、この件につきましては、十二月八日に文書で司令官宛に中止要請をしておるところでございます。それから、この件については助役あるいは担当部長から答弁いたさせます。

それから核処理施設についてのことでございますけれども、この件につきましては、いろいろと御意見をいただいたわけでございまして、やはり、この件は国会等で大変審議しておるわけでございまして、国政レベルの問題でございますので、私といたしましたならば、現時点では基地にそういったことについて申し入れ等はいたさない考えでございますので、よろしくお願いいたします。

○市民部長（小野光朗君） それでは、交通事故及び米軍人による犯罪関係等につきまして御答弁申し上げます。

まず交通事故関係でございますけれども、米軍人等——外人も入っているわけでございまして、起因する事故件数でございますけれども、六十年が四件でございます。それから六十一年が六件、六十二年の十一月末で二件ということになっております。

それからあと、犯罪関係でございますけれども、これはちょっと、六十二年の一月から十月までのしかつかんでございませぬけれども、米軍人関係によるものが三件ということでございます。以上でございます。

○助役（古谷徳男君） 行政機構の関係につきまして、二、三お答え申し上げます。

まず、職員の三十五歳、四十歳代の人たちの今後の考え方はどうかということでございますけれども、確かに行政規模が膨らんできまして、その当時、一度に八十人近い職員を採用したのは事実でございます。それらの人たちが、今そういう時期に来ております。これはどこでも、福生に限らずこの自治体でもそういう現象があるように聞いておりますけれども、これらに対応する方策といたしましては、遠藤議員さんのおっしゃるように、係長クラスに来ていた年齢ではございますけれども、係の数はやせないということが一つございます。

それではどうしたらいいかと、こういうことになるわけでございますけれども、やはり今のこういった制度の中では、これらの者の扱いにつきましては、どれが一番いいのかと、こういうことになってくるわけでございまして、具体的に、まだ手法等は現在具体化しておりませんけれども、考え方の中では、一番公平な方法でやらなければいけないと。こういうことを考えますと、例えば試験制度を取り入れるとか、そういうことも一つの方法だとは思っています。しかしながら、これらにつきましてはいろいろまた弊害もございます。

現在のところでは、総合的な判断ということで、選考で昇任をやらせておるわけでございますけれども、こういった大勢の者になりますと、そこら辺の考え方につきましては、今言ったようなことで、今、具体的にいつからやると、こういうことはまだ決まっておりますけれども、いずれそういうことをして、そこでさらに、それができなくなれば、係長相当職のような程度を考えていかなければいけないのではないかなと。そうしますと、当然これらにつきましても給与問題も関係してくるわけでございますので、総合的にそういったものを集約いたしました。これが一番いい方法であるというものを見出して実施していかなければいけないと、こんなふうな考えを持っております。先ほど申し上げましたように、